

# 労働安全コンサルタント試験「重要ポイント&練習問題」正誤表

H28. 8. 3

テクノ・リアライズ

## 1. 法改正による変更

### P. 121 第 160 条（運転位置から離れる場合の措置）

改正前	車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。 2 原動機を止め、 <u>及び</u> 走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。
改正後	車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。 1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。 2 原動機を止め、 <u>かつ</u> 走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

### P. 142 第 563 条（作業床）

改正前	2 つり足場の場合を除き、幅は、40cm以上とし、床材間の隙間は、3cm以下とすること。 3 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、・・・ <u>わく</u> 組足場以外にあっては、ハに掲げる設備を設けること。 ハ 高さ 85cm 以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等
改正後	2 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。 イ 幅は、40cm以上とすること。 ロ 床材間の隙間は、3cm以下とすること。 ハ 床材と建地との隙間は、12cm未満とすること。 3 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、・・・ <del>わく</del> 組足場以外にあっては、 <del>ハに掲げる設備を設けること。</del> <del>ハ 高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等</del>

P. 143 第 564 条（足場組立て等の作業）

改正前	4 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、幅 20cm以上の作業床を設け、労働者に安全帯を使用させる等、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
改正後	4 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。 イ 幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

P. 223 則 36 条（特別教育を必要とする業務）

改正前	39 なし
改正後	39 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

P. 209 法 42 条（譲渡等の制限） 別表第 2

改正前	16 なし
改正後	16 電動ファン付き呼吸用保護具

P. 213 法 44 条の 2（型式検定） 別表第 4（改編：令 14 条の 2 と合体）

改正前	13 なし
改正後	13 電動ファン付き呼吸用保護具

2. 記載ミスの修正箇所

項	修正箇所	旧（誤）	新（正）
P. 110	キーワードの表	コンベア	コンベヤー
P. 215	表のタイトル	令 15 条（定期に自主検査を行うべき機械等）〔改編：表に整理〕	令 14 条、15 条（定期に自主検査を行うべき機械等）〔改編：表に整理〕